2021 年 1月吉日

国際ロータリー第 2790 地区

クラブ会長 各位

クラブ幹事 各位

クラブ米山記念奨学委員長 各位

 　　　 国際ロータリー第2790地区

2020-21年度ガバナー　　　　　　　漆原　摂子

 　　　　（公財）R米山記念奨学会委員長 鈴木　荘一

 **新規奨学生の世話クラブとカウンセラーの**

**引き受けについてのお願い**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。 平素より、ロータリー米山記念奨学事業へのご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。 さて、お陰様で 2020 学年度も多くの皆様のご支援により、当地区では、新規奨学生 20 名を迎えることができ、継続奨学生 8 名と合わせて合計 28 名を受入れる予定です。 新規奨学生は、大学で選抜された優秀な学生を、さらに地区選考に於いてロータリアンの目で審査し、最終的に合格者となります。 つきましては、新規奨学生の世話クラブのお引き受けと、奨学生カウンセラーを引き受けて下さる会員を ご推薦いただきたくお願い申し上げます。 なお、報告用紙は2月12日までに、地区ガバナー事務所へご提出をお願いします。 尚お申し込み多数の場合は選考により決定させて頂く旨ご了承下さい 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　敬具

**世話クラブ補助費があります**

**年額４万5,000円。例会・地区行事などに奨学生が出席する際の費用を補助するものです。**

報告方法 次ページの「世話クラブとカウンセラーの役割について」をご覧いただき、クラブ内で十分ご検討下さい。尚、お手数ですが下記報告欄にご記入の上、2月12日(金)までに下記返信先FAX番号へこのままご返信下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| クラブ名 | 　　　　　　　　　　　　ロータリークラブ |
| 世話クラブ引き受け | 　　　可能　　不可能　　　　＊どちらかに〇印 |
| カウンセラー名（原則１名） |  |
| サブカウンセラー名 |  |

お引き受け可能なクラブで、カウンセラー候補がお決まりでしたらご記入下さい。

※ カウンセラーには、米山奨学生共々、（オリエンテーション、研修会、研修旅行、懇親会、終了式）等に必ずご出席して頂きます。その際にどうしてもご出席不可能な場合の為に、サブ・カウンセラーをご登録いただくことも可能です。 世話クラブが決定しましたら、後日、地区委員会より詳細をご連絡いたします。

問合せ先 ： 米山記念奨学委員会 鈴木荘一 090-8845-5714

FAX送付先：ガバナー事務所　043-256-0008

 ＜世話クラブとカウンセラーの役割について＞

米山記念奨学事業の特長一世話クラブとカウンセラー制度 奨学生には単に奨学金を支給するだけでなく、人生経験豊かなロ―タリアンが 1 対 1 でカウンセラーと してケアにあたります。また所属する世話クラブ全体での交流を通じて、ロータリー精神を学び、その活 動や 日本人の心に触れる機会が得られます。カウンセラーの支えやロータリアンと交わる中で、奨学生 としてふさわしい学生に導き育てることも、世話クラブおよびカウンセラーの役割です。

1.例会やクラブ行事（家族会など）の招待と奨学金の支給

2.奨学生レポート・カウンセラーの所見（９，２月末提出）

3.登録と提出書類について

4.卓話と近隣クラブへの紹介

5.カウンセラーはパイプ役

6.ロータリー精神を伝え、奨学生 としてその責任と義務を感じてもらう

7.奨学生との交流・個人ケア

8.指導教員との連絡・交流

9.カウンセラー終了後も奨学生との交流を!!

カウンセラーは、奨学生のサポートだけでなく、この奨学事業を多くの会員にご理解いただくため、奨 学生と会員のパイプ役として重要な役割を果たしていただくことになります。 以下のような要件を 参考に選出し、ご推薦下さい。

１．奨学生に対応する時間を持てる方

２．奨学生に対する思いやりを持てる方

３．異文化への理解があり、国際交流に関心がある方

４．カウンセラーの役割を楽しめる方

・3 月下旬に、決定した世話クラブあてに、奨学会から正式依頼文書として「世話クラブ依頼状」「カウ ンセラー委嘱状」「カウンセラーハンドブック」が送付されます。 4月10日（土）【予定】に、2021学年度奨学生・カウンセラーオリエンテーションを実施します。 後日、詳細をご連絡いたしますので、義務出席としてご出席下さいますよう宜しくお願い致します。

※世話クラブ補助費があります、年額 4万５千円。例会・地区行事などに奨学生が出席する際の費用を補助するものです。 7 月中旬頃8月・9月奨学金とともに世話クラブ指定口座へ送金予定しますので、7 月 1 日以降 に 奨学生が在籍するクラブが対象です。 なお、カウンセラーが、奨学生をサポートするために出費をしておられることに対して、世話ク ラブ補助費の一部をご活用いただくことは、世話クラブの判断 にお任せいたします。

くわしくは、公益財団法人ロータリー米山記念奨学会ホームページの「世話クラブとは？」「カウ ンセラーとは？」をご参照ください。

http://www.rotary-yoneyama.or.jp/summary/index.html